

平野組解從業員協議會

日 時 瞽和六年十月一日 待遇改善對策從業員大會  
同 同 十月八日 同 評議員會

同 同 十月十日 同 解決報告

覺 書 (解決內容)

- 一、大阪行運賃を一噸四十三錢也に改正し從來の歩合にて勘定する。之
- 二、滿船に未たさる半端荷物は三十噸以上として勘定する。之
- 三、荷役船が送狀先に到着後揚港變更の場合の手當は荷主より支給ある際之を支給す。
- 四、泊り貢銀は荷主より支給ある際之を支給す。
- 五、帆別は金四圓也を平等に貸與す。
- 六、船夫手取勘定一ヶ月金參拾圓也未満の場合は金參拾圓也に未たざる部分を貸與し同貸與の部分は一ヶ月金參拾圓以上收入の場合これより差引くものとす但し貸與金返済に付ては船夫二同の連帶責任とす。
- 七、船夫公傷及疾病に因り休養の場合休養手當として、一週間目より一ヶ月以内一日金五拾錢也を支給す但し船修繕の場合は一週間目以上より一日金五拾錢也を支給す。
- 八、船夫家族の不祥事には五日間の公休日を與へ葬儀料として金貳拾圓也を貸與す但し公休日五日間を経過するも出勤せざるもの下船するものと看做す葬儀料貸與金は毎月五圓定額を勘定より差引くものとす。

九、港内積の運賃は從來通り一兩貳拾七錢也にて勘定す。

一〇、會社の都合上解雇する場合は勤續年數を問はず歸國旅費拾圓也を豫告期間として二週間分と共に支給す但し船夫任意退職の際は滿三ヶ年内のものには右歸國旅費拾圓を適用せず滿三ヶ年のものには歸國旅費拾圓也を支給す。

一一、各自飛船の際、船具一式受取保管中、業務上自己の不注意に因り盜難又は流失の際はその事情の如何を尋ばず船夫之を半額辨金に之を

一二、右勘定條項は十一月二十六日より之を實施し、各項目に付變更のやむなき事情生じたる場合は、合資會社解平野組代表者と神戸海友同志會代表者の團體協議に據らざれば之を變更し得ざるものとす。  
右覺書は三通を作成し各一通を保存するものなり

昭和六年十一月十日

合資會社解平野組代表

伊	藤
橋	久
口	次
玉	治
平	
律	
太	
益	
田	
福	
吉	
一	

神戸海友同志會代表